

境港市子ども・子育て支援事業計画（第2期） 策定の基本的な考え方について

1 計画策定の趣旨

境港市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）は、本市における、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うために策定します。

2 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法第61条に規定されている市町村が策定する計画です。
また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画にも位置づけ、一体的に策定を行います。
- 策定にあたっては、境港市子ども・子育て会議において協議・検討していただくとともに、アンケートやパブリックコメント制度による市民の意見を反映します。
- 計画の実施にあたっては、本市が策定する上位計画である、境港市総合戦略、境港市地域福祉計画等との整合性を保ちながら取り組みます。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村・子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、計画の実施状況を点検し、計画数値の達成状況や社会状況などの変化に応じて必要な見直しを行います。

〔図1〕計画の位置づけについての説明図

＜上位計画＞

境港市まちづくり総合プラン（第9次総合計画）
～心豊かに、安心して暮らせるまちづくり～

境港市総合戦略
「子育てするなら境港」を標榜した子育て環境づくり（基本目標②）



＜福祉分野の上位計画＞

境港市地域福祉計画（平成30年3月策定）
～ 助け合い、支え合い、みんなが笑顔で暮らすまち ～
①地域での「つながり」を大切にするまちづくり
②地域福祉をつくる人づくり
③すべての人が健康で安心・安全に暮らせる環境づくり



＜分野ごとの個別計画＞

境港市子ども・子育て支援事業計画
教育、保育、地域子ども・子育て支援事業などの提供、
仕事と家庭の両立の推進など子育て分野の計画

境港市健康づくり推進計画
健康づくり、食生活（食育）、心の健康（自死予防）
などに関する計画

境港市高齢者福祉計画、
介護保険事業計画

境港市障がい児者プラン

その他関連計画

4 第2期計画の方向性について

(1) 基本的な考え方

基本理念、基本的な目標といった計画の方向性を定める重要な内容については、これまでの計画の取り組み状況や、上位計画である境港市地域福祉計画との整合性などを踏まえつつ、第1期計画（平成27年度から平成31年度まで）から第2期計画（令和2年度から令和6年度まで）へ継承していく。

(2) 基本理念

現行（第1期計画）	第2期計画
子ども 家庭 地域が ともに育ち支えあうまち	第1期計画の内容を継承する

〔説明〕第1期計画（第3章）に記載したとおり、子育ては、家庭だけではなく、社会全体で取り組むべき重要な課題であり、福祉分野の上位計画である地域福祉計画の「助け合い、支え合い、みんなが笑顔で暮らすまち」という方向とも合致していることから、第1期計画の理念を継承する。

(3) 基本目標

現行（第1期計画）	第2期計画
1 地域における子育ての支援	第1期計画の内容を継承する
2 子育て家庭に対する支援	
3 豊かな教育の推進と子どもの健全育成	
4 子どもを育てやすい生活環境の整備	
5 子育てと仕事の両立支援	
6 要保護児童への対応などきめ細やかな 取り組みの推進	

〔説明〕第1期計画に掲げた基本目標はいずれも、その必要性や役割を終えて計画から削ってしまうといった性質のものではなく、継続して支援に取り組みながら、その内容を充実させていくべきものであることから、第1期計画の基本目標を継承する。

(4) 施策の推進方向

これまで計画に盛り込んできた、個々の事業の取り組み状況や、実績や社会情勢の変化などを踏まえた見直しを行っていく（資料3及び資料4参照）